

第7章 東日本大震災からの創造的復興に向けた環境分野での取組

第1節 災害に強い持続可能な地域づくり

第四次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明			
防災拠点における再生可能エネルギーの普及率（％）		地域の防災拠点への再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源（停電時でも使用可能な電源）の普及率			
実績値の推移					
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
青森県	1.5	1.6	3.9		

資料：県環境政策課

指標名（単位）		指標の説明			
県外災害廃棄物の受入量（トン）		東日本大震災により、県外で発生した災害廃棄物の受入量			
実績値の推移					
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
青森県	9,091	18,480	69,376		

資料：県環境政策課

1 防災拠点における再生可能エネルギーの導入

国の平成23年度第3次補正予算により県に造成した「再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し平成24年度から平成27年度までの4年間で、地域の防災拠点に太陽光発電等の再生可能エネルギー等を導入し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを整備します。

平成25年度は、県内の37施設において、再生可能エネルギーが導入されています。

なお、平成25年度の防災拠点に導入した再生可能エネルギーの発電量は、713,064kWhとなっています（表2-7-1）。

2 東日本大震災に伴う災害廃棄物対策

(1) 県内で発生した災害廃棄物の処理

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被

災した八戸市、三沢市、おいらせ町及び階上町における災害廃棄物の処理に対して、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」や災害一般廃棄物の収集・運搬に係る「無償団体救援協定」に基づく情報提供、仮置き場の候補地に係る情報提供及び飼料や薬品など多様な廃棄物の処分方法について助言・提案するなどの支援を行いました。

三沢市、おいらせ町及び階上町については、平成23年度末までに処理を完了し、八戸市においても平成24年度末までに災害廃棄物の処理は完了しました。

なお、八戸市の災害廃棄物の仮置き場については、平成25年度末までに撤去を完了しました（表2-7-2）。

このほか、国から交付された補助金を元に県が基金を造成し、総額961,708千円を補助しました（表2-7-3）。

表2-7-1 防災拠点に導入した再生可能エネルギーの発電量

（単位：kWh）

項目	平成24年度	平成25年度
青森県	40,000	713,064

資料：県環境政策課

表2-7-2 災害廃棄物処理の状況

(平成26年3月31日現在、単位：トン、%)

自治体名	合計	八戸市	三沢市	おいらせ町	階上町	東通村	五戸町	県分
発生量	190,050	157,628	12,483	7,317	1,123	115	29	11,355
処理済量	190,050	157,628	12,483	7,317	1,123	115	29	11,355
進捗率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
処理完了	-	H25.3.27	H24.3.19	H24.2.23	H23.7.2	H23.12.5	H23.8.31	H24.8.29

資料：県環境政策課

表2-7-3 基金からの補助金額

(単位：千円)

自治体名	合計	八戸市	三沢市	おいらせ町	階上町	東通村	五戸町
平成23年度	912,257	777,888	91,108	16,772	26,489	-	-
平成24年度	49,451	49,166	-	-	285	-	-
合計	961,708	827,054	91,108	16,772	26,774	-	-

資料：県環境政策課

(2) 県外からの災害廃棄物の受入れ

岩手県及び宮城県内の被災自治体の要請を受け、県内で安全処理できる災害廃棄物について、平成25年度

は、八戸市、三沢市、六ヶ所村、東通村において、合計69,376トンを受入れました。

表2-7-4 県外災害廃棄物の受入れ状況

(単位：トン)

自治体名	合計	八戸市	三沢市	東北町、六ヶ所村	六ヶ所村	東通村	三戸町
平成23年度	9,091	2,557	-	1,595	-	-	4,939
平成24年度	18,480	12,905	-	2,050	713	2,812	-
平成25年度	69,376	45,853	1,554	-	8,663	13,306	-
合計	96,947	61,315	1,554	3,645	9,376	16,118	4,939

資料：県環境政策課

第2節 放射性物質による環境汚染対策についての検討

1 放射性物質による環境汚染対策についての検討

本県では、「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年12月20日 条例第79号）」に基づき、県外産業廃棄物の県内での処分のための搬入に係る事前協議制度を設けることなどにより、県外産業廃棄物の適正な処理を推進しています。この制度では東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処として、「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に係る放射性物質の測定等に関する取扱方針」を定め、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力

発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）」の対象となる地域で発生した県外の産業廃棄物については、事前協議の際、放射性セシウム濃度の測定結果を記載した書面を添付することにより、県内で当該産業廃棄物の適正処理が可能であることを確認しています。

また、放射性物質による廃棄物処理施設の周辺環境等への影響を心配する声もあることから、平成24年度及び平成25年度の2か年に限り、産業廃棄物及び処理施設における放射性物質による汚染状況等を調査する県外産業廃棄物広域移動影響調査を実施しましたが、放射性物質による県内の環境への影響は確認されていません。